

# 1. 業務の概要

## 1) 調査概要

### (1) 大気質調査

本施設敷地内の1地点（図3-1）における大気質中のPCBおよびダイオキシン類（コプラナーPCB）を測定した（表3-1）。

表3-1 大気質調査概要

測定項目	測定マニュアル	採取方法	定量方法	測定場所
PCB （大気質）	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に準拠	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたハイポリウムエアサンプラで、700 L/分程度で1日間の連続採取を行う。	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法（HRGC-HRMS）	柱上変圧器リサイクルセンター敷地内敷地境界（1地点）
ダイオキシン類 （大気質）				

：ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（平成20年3月，環境省 水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室，大気環境課）

### (2) 排気調査

本施設内の4地点（図3-1）における排気中のPCBおよびダイオキシン類（コプラナーPCB）を測定した（表3-2）。

表3-2 排気調査概要

測定項目	測定マニュアル	採取方法	定量方法	測定場所
PCB （排気中）	「排ガス中のダイオキシン類の測定方法」に準拠	XAD-2吸着材を装着した採取装置で後段のポンプにて，等速吸引で連続4時間採取を行う。	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法（HRGC-HRMS）	真空加熱設備集合排気口
ダイオキシン類 （排気中）				解体設備局所排気排気口
				分別設備排気口
				建屋換気排気口

：排ガス中のダイオキシン類の測定方法（JIS K0311（2005））

(3) 臭気指数調査

本施設敷地内の2地点(図3-1)における臭気指数を測定した(表3-3)。

表3-3 臭気指数調査概要

測定項目	測定マニュアル	測定場所
臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」に定める方法	柱上変圧器 リサイクルセンター敷地内 敷地境界 真空加熱設備集合排気口 (2地点)

: 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年9月環境省告示第63号)

(4) 特定悪臭物質調査

本施設敷地内の1地点(図3-1)における特定悪臭物質を測定した(表3-4)。

表3-4 特定悪臭物質調査概要

測定項目	測定マニュアル	測定場所
特定悪臭物質 <sup>1</sup>	「特定悪臭物質の測定の方法」 <sup>2</sup> に定める方法	柱上変圧器 リサイクルセンター敷地内 真空加熱設備集合排気口 (1地点)

1: 「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(広島県条例)に定める項目

2: 特定悪臭物質の測定方法(昭和47年5月環境庁告示第9号)

(5) 騒音・振動調査

本施設敷地境界の5地点における工場騒音(表3-5、図3-1)及び工場振動5地点(表3-6、図3-1)を測定した。

表3-5 騒音調査概要

測定項目	測定マニュアル	測定項目・測定回数	測定場所									
騒音	「騒音に係る環境基準について」 <sup>1</sup> 及び「特定工場等において発生する騒音規制に関する基準」 <sup>2</sup> に定める方法	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」により、下表左欄の測定項目を右欄の測定回数調査する。	柱上変圧器 リサイクルセンター敷地内 敷地境界 (5地点)									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>L_{Aeq}</math></td> <td>回数: 24回(毎正時) (約10分/回)</td> </tr> <tr> <td><math>L_5</math></td> <td>時間帯: 朝(6~8時)</td> </tr> <tr> <td><math>L_{50}</math></td> <td>昼(8~18時)</td> </tr> <tr> <td><math>L_{95}</math></td> <td>夕(18~22時)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜(22~6時)</td> </tr> </tbody> </table>		測定項目	内 訳	$L_{Aeq}$	回数: 24回(毎正時) (約10分/回)	$L_5$	時間帯: 朝(6~8時)	$L_{50}$	昼(8~18時)	$L_{95}$
測定項目	内 訳											
$L_{Aeq}$	回数: 24回(毎正時) (約10分/回)											
$L_5$	時間帯: 朝(6~8時)											
$L_{50}$	昼(8~18時)											
$L_{95}$	夕(18~22時)											
	夜(22~6時)											

1: 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年 厚・農・通・運告第1号)

2: 騒音に係る環境基準について(平成10年 環告第64号)

表 3-6 振動調査概要

測定項目	測定マニュアル	測定項目・測定回数	測定場所
振動	「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に定める方法	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」により、下表左欄の測定項目を右欄の測定回数調査する。	
		測定項目	測定回数
		L <sub>10</sub>	回数：4回（朝昼夕夜）
		L <sub>50</sub>	時間帯：昼（7～19時）
		L <sub>90</sub>	夜（19～7時）
			柱上変圧器 リサイクルセンター 敷地内 敷地境界 (5地点)

：特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(昭和51年 環告第90号)

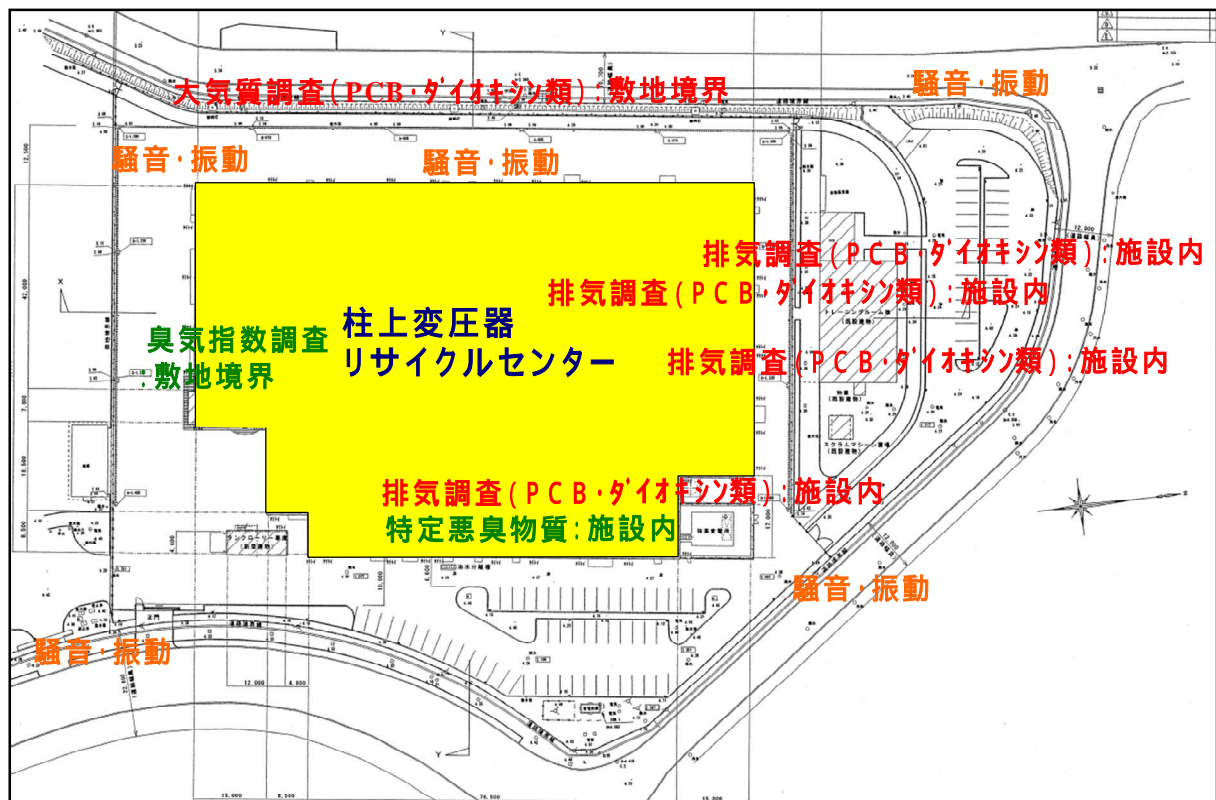


図 3-1 調査地点図

2) 調査実施日

現地調査は、表 3-7 に示す日程で行った。

表 3-7 現地調査日

測定項目	採取日時
大気質調査	平成 23 年 11 月 17 日～11 月 18 日
排気調査	平成 23 年 11 月 17 日～11 月 18 日
臭気指数調査	平成 23 年 11 月 18 日
特定悪臭物質調査	平成 23 年 11 月 18 日
騒音調査	平成 23 年 11 月 17 日～11 月 18 日
振動調査	(12:00～翌 11:00)

## 2. 調査結果

### 1) 大気調査

大気調査の結果は、表 4-1 に示すとおりである。

ダイオキシン類は、敷地境界で 0.079pg-TEQ/m<sup>3</sup> であり、環境基準値を下回っていた。  
 コプラナーPCB は、0.0040pg-TEQ/m<sup>3</sup> であり、PCB は 230pg/m<sup>3</sup> であった。

表 4-1 大気調査結果

試料名	ダイオキシン類毒性等量 <sup>1</sup>		PCB
	ダイオキシン類 <sup>2</sup>	コプラナー-PCBs	
	pg-TEQ/m <sup>3</sup>		pg/m <sup>3</sup>
リサイクルセンター - 敷地境界	0.079	0.004	230
環境基準	0.6		-
目標定量下限	0.06		-

1: 毒性等量は、検出下限未満のものは試料における検出下限の 1/2 の値を用いて算出

2: ホリ塩化ジベンゾフランとホリ塩化ジベンゾパラジリンとコプラナー-PCB の合計値

### 2) 排気調査

排気調査の結果は、表 4-2 に示すとおりである。

ダイオキシン類は、真空加熱設備集合排気口で 0.00046ng-TEQ/m<sup>3</sup>N、解体設備局所排気排気口で 0.00040ng-TEQ/m<sup>3</sup>N、分別設備排気口で 0.00038ng-TEQ/m<sup>3</sup>N、建屋換気排気口で、0.0020ng-TEQ/m<sup>3</sup>N であり、真空加熱設備集合排気口で環境基準値を若干上回る程度であった。

コプラナーPCB は、真空加熱設備集合排気口で 0.000043ng-TEQ/m<sup>3</sup>N、解体設備局所排気排気口で 0.000009ng-TEQ/m<sup>3</sup>N、分別設備排気口で 0.000009ng-TEQ/m<sup>3</sup>N、建屋換気排気口で 0.001219ng-TEQ/m<sup>3</sup>N であり、PCB は順に 7.2ng/m<sup>3</sup>N、2.6ng/m<sup>3</sup>N、14.0ng/m<sup>3</sup>N、18.0ng/m<sup>3</sup>N であった。

表 4-2 排気調査結果

試料名	ダイオキシン類毒性等量 <sup>1</sup>		PCB
	ダイオキシン類 <sup>2</sup>	コプラナー-PCBs	
	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N		ng/m <sup>3</sup> N
真空加熱設備集合排気口	0.00046	0.000043	7.2
解体設備局所排気排気口	0.00040	0.000009	2.6
分別設備排気口	0.00038	0.000009	14.0
建屋換気排気口	0.02000	0.001219	18.0
環境基準	0.0006		-

1: 毒性等量は、定量下限未満の数値をゼロとして算出

2: ホリ塩化ジベンゾフランとホリ塩化ジベンゾパラジリンとコプラナー-PCB の合計値

### 3)臭気指数調査

リサイクルセンター敷地境界および真空加熱設備集合排気口の臭気指数調査結果は、表4-3に示すとおりである。

敷地境界の臭気指数は10未満、臭気濃度は10以下、臭気強度は0であり、参考にした広島市の規制基準値をも下回っていた。

真空加熱設備集合排気口においては、臭気指数は10未満、臭気濃度は10以下、臭気強度は2であった。

表 4-3 臭気指数調査結果

試料名	臭気指数		臭気濃度	臭気強度
	敷地境界	発生源		
リサイクルセンター - 敷地境界	10 未満	-	10 以下	0
真空加熱設備 集合排気口	-	10 未満	10 以下	2
規制基準	10	-	-	-
目標定量下限	10	-	-	-

：広島市における住宅系地域の規制基準を参考とした。

### 4)特定悪臭物質調査

真空加熱設備集合排気口における、特定悪臭物質調査の結果は、表4-4に示すとおりである。

全ての項目について、定量下限値を下回っていた。

表 4-4 特定悪臭物質調査結果

測定項目	単位	真空加熱設備 集合排気口	定量下限
アンモニア	ppm	ND	0.1
メチルメルカプタン	ppm	ND	0.0002
硫化水素	ppm	ND	0.002
硫化メチル	ppm	ND	0.001
二硫化メチル	ppm	ND	0.0009
トリメチルアミン	ppm	ND	0.0005
アセトアルデヒド	ppm	ND	0.005
プロピオンアルデヒド	ppm	ND	0.005
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	ND	0.0009
イソブチルアルデヒド	ppm	ND	0.002
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	ND	0.0009
イソバレルアルデヒド	ppm	ND	0.0003
イソブタノール	ppm	ND	0.09
酢酸エチル	ppm	ND	0.3
メチルイソブチルケトン	ppm	ND	0.1
トルエン	ppm	ND	1
スチレン	ppm	ND	0.04
キシレン	ppm	ND	0.1
プロピオン酸	ppm	ND	0.003
ノルマル酪酸	ppm	ND	0.0001
ノルマル吉草酸	ppm	ND	0.00009
イソ吉草酸	ppm	ND	0.0001

「ND」とは、定量下限値を下回ることをいう。

#### 5) 騒音・振動調査

工場騒音および工場振動調査の結果は、表 4-5 に示すとおりである。

騒音レベル(90%レンジの上端値、 $L_{A5}$ )については、地点 において、朝が 52~54dB、昼間が 47~57dB、夕が 47~54dB、夜間が 39~50dB であった。地点 においては、朝が 56~59dB、昼間が 54~58dB、夕が 52~54dB、夜間が 41~46dB であった。地点 においては、朝が 57~60dB、昼間が 50~60dB、夕が 47~50dB、夜間が 41~50dB であった。地点 においては、朝が 52~57dB、昼間が 51~59dB、夕が 48~55dB、夜間が 41~48dB であった。地点 においては、朝が 56dB、昼間が 53~57dB、夕が 48~51dB、夜間が 47~50dB であった。全ての地点で、規制基準値を下回っていた。

振動レベル(80%レンジの上端値、 $L_{10}$ )は、地点 ， ， ， においては、すべての時間区分で<30dB であった。地点 においては、昼間で<30~30dB であった。地点 においては、昼間で<30~32dB であった。

表 4-5(1) 工場騒音、振動調査結果 地点

測定日時	工場騒音					工場振動					特記事項 (測定時の状況)				
	時間率騒音レベル				規制基準	振動レベル*			規制基準						
	L <sub>A5</sub>	L <sub>A50</sub>	L <sub>A95</sub>	L <sub>Aeq</sub>		L <sub>10</sub>	L <sub>50</sub>	L <sub>90</sub>	時間の区分	許容限度					
dB(A)				時間の区分	dB	dB			時間の区分	許容限度					
11/17	12時	47	44	43	45.2	昼間	60	30未満	30未満	30未満	昼間	65	近隣道路の車両通行音, 近隣住居の物音, カラスの鳴き声		
	13時	55	51	50	52.3			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, 車両のアイドリング音, カラスの鳴き声		
	14時	54	51	47	50.9			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, 車両のアイドリング音, カラスの鳴き声		
	15時	57	47	43	51.2			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声		
	16時	55	48	46	50.1			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声		
	17時	57	51	47	51.9			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声		
	18時	51	46	44	50.9			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音		
	19時	52	45	44	46.9			夕	60	30未満			30未満	30未満	近隣道路の車両通行音
	20時	54	46	44	48.9					30未満			30未満	30未満	近隣道路の車両通行音
	21時	47	44	43	46.0					30未満			30未満	30未満	近隣道路の車両通行音
22時	46	43	42	43.8	30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音					
23時	41	36	35	37.6	30未満	30未満	30未満			—					
11/18	0時	42	37	37	40.9	夜間	50			30未満	30未満	30未満	夜間	60	—
	1時	44	39	37	40.7					30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音
	2時	45	37	36	41.0					30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音
	3時	39	37	37	37.5					30未満	30未満	30未満			—
	4時	39	37	36	38.0					30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音
	5時	50	44	40	45.1			30未満	30未満	30未満	近隣道路の車両通行音				
	6時	54	49	48	50.2			朝	60	30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音
	7時	52	48	47	48.9					30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音
	8時	52	49	47	49.0					30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音
	9時	52	51	48	50.9					昼間	60	30未満			30未満
10時	53	48	46	48.5	30未満	30未満	30未満					近隣道路の車両通行音			
11時	53	48	46	49.3	30未満	30未満	30未満					近隣道路の車両通行音			

L<sub>A5</sub> : 90%レンジの上端値, L<sub>A50</sub> : 90%レンジの中央値, L<sub>A95</sub> : 90%レンジの下端値

L<sub>10</sub> : 80%レンジの上端値, L<sub>50</sub> : 80%レンジの中央値, L<sub>90</sub> : 80%レンジの下端値

※ 計量結果が30dB未満の場合、振動レベル計の測定限界未満であることを示す。

表 4-5(2) 工場騒音、振動調査結果 地点

測定日時	工場騒音					工場振動					特記事項 (測定時の状況)						
	時間率騒音レベル			等価騒音レベル	規制基準		振動レベル*			規制基準							
	L <sub>A5</sub>	L <sub>A50</sub>	L <sub>A95</sub>	L <sub>Aeq</sub>	時間の区分	許容限度 dB	L <sub>10</sub>	L <sub>50</sub>	L <sub>90</sub>	時間の区分		許容限度 dB					
	dB(A)						dB										
11/17	12時	54	52	51	52.1	昼間	60	30未満	30未満	30未満	昼間	65	近隣道路の車両通行音, 近隣工場の作業音, カラスの鳴き声, 人の話し声				
	13時	55	52	51	52.3			31	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, 近隣工場の作業音, カラスの鳴き声				
	14時	56	53	52	52.9			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, 近隣工場の作業音				
	15時	56	52	51	53.8			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, 近隣工場の作業音, カラスの鳴き声				
	16時	58	53	51	55.1			33	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声				
	17時	57	54	52	54.6			31	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, 町内放送, カラスの鳴き声				
	18時	54	51	51	51.9	夕	60	30未満	30未満	30未満	夜間	60	近隣道路の車両通行音				
	19時	52	51	50	51.2			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音				
	20時	53	52	52	52.0			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音				
	21時	53	52	51	52.1			30未満	30未満	30未満			-				
11/18	22時	46	43	49	42.9	夜間	50	30未満	30未満	30未満	夜間	60	近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声, 車両のアイドリング音				
	23時	44	40	39	40.8			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音				
	0時	42	39	37	39.7			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, 近隣工場の物音				
	1時	45	40	38	41.8			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, 近隣工場の物音				
	2時	41	39	38	39.6			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, 近隣工場の物音				
	3時	43	39	38	39.7			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音				
	4時	41	40	39	39.7			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, 近隣工場の物音				
	5時	45	43	42	43.8			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, 近隣工場の物音				
	6時	59	56	53	55.4			朝	60	30未満			30未満	30未満	昼間	65	近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声
	7時	56	53	52	53.8					30未満			30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声
	11/18	8時	58	54	53			55.1	昼間	60			30未満	30未満	30未満	昼間	65
9時		58	54	53	55.2	30	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, 近隣工場の作業音						
10時		57	54	53	55.1	30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, 近隣工場の作業音						
11時		55	54	53	54.0	30	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, 近隣工場の作業音						

L<sub>A5</sub> : 90%レンジの上端値, L<sub>A50</sub> : 90%レンジの中央値, L<sub>A95</sub> : 90%レンジの下端値

L<sub>10</sub> : 80%レンジの上端値, L<sub>50</sub> : 80%レンジの中央値, L<sub>90</sub> : 80%レンジの下端値

※ 計量結果が30dB未満の場合、振動レベル計の測定限界未満であることを示す。

表 4-5(3) 工場騒音、振動調査結果 地点

測定日時	工場騒音					工場振動					特記事項 (測定時の状況)		
	時間率騒音レベル				等価騒音レベル	規制基準		振動レベル*				規制基準	
	L <sub>A5</sub>	L <sub>A50</sub>	L <sub>A95</sub>	L <sub>Aeq</sub>		時間の区分	許容限度	L <sub>10</sub>	L <sub>50</sub>	L <sub>90</sub>		時間の区分	許容限度
	dB(A)				dB			dB					
11/17	12時	50	47	44	47.7	昼間	60	30未満	30未満	30未満	昼間	65	対象施設への車両の出入り、県道の車両通行音、近隣工場の作業音、カラスの鳴き声
	13時	51	47	45	49.3			30未満	30未満	30未満			対象施設への車両の出入り、県道の車両通行音、近隣工場の作業音
	14時	56	53	49	53.1			30未満	30未満	30未満			対象施設への車両の出入り、県道の車両通行音、近隣工場の作業音、カラスの鳴き声
	15時	54	50	47	51.0			30未満	30未満	30未満			対象施設への車両の出入り、県道の車両通行音、近隣工場の作業音、ヘリコプター
	16時	54	49	47	49.9			30未満	30未満	30未満			県道の車両通行音、近隣工場の作業音
	17時	56	49	47	50.5			30未満	30未満	30未満			県道の車両通行音、近隣工場の作業音、町内放送、カラス・鳥の鳴き声
	18時	50	46	45	47.1	夕	60	30未満	30未満	30未満	夜間	60	県道の車両通行音、近隣工場の作業音、飛行機
	19時	47	44	43	44.7			30未満	30未満	30未満			県道の車両通行音
	20時	49	46	45	46.4			30未満	30未満	30未満			県道の車両通行音、カラス・虫の鳴き声、飛行機
	21時	47	45	44	45.2			30未満	30未満	30未満			県道の車両通行音、虫の鳴き声
11/18	22時	46	44	44	44.4	夜間	50	30未満	30未満	30未満	夜間	60	対象施設への車両の出入り、県道の車両通行音、虫の鳴き声
	23時	47	44	43	44.4			30未満	30未満	30未満			対象施設への車両の出入り、県道の車両通行音、虫の鳴き声
	0時	47	45	43	44.9			30未満	30未満	30未満			県道の車両通行音、虫の鳴き声
	1時	48	45	44	45.7			30未満	30未満	30未満			県道の車両通行音、虫の鳴き声
	2時	47	45	44	45.3			30未満	30未満	30未満			近隣工場の作業音
	3時	48	45	44	46.1			30未満	30未満	30未満			県道の車両通行音
	4時	46	45	44	44.6	30未満	30未満	30未満	県道の車両通行音				
	5時	50	47	45	47.5	30未満	30未満	30未満	県道の車両通行音				
	6時	57	51	49	52.3	朝	60	30未満	30未満	30未満	昼間	65	対象施設への車両の出入り、県道の車両通行音、近隣工場の作業音
	7時	60	57	53	57.7			30未満	30未満	30未満			県道の車両通行音、近隣工場の作業音
	8時	60	56	53	56.3	昼間	60	30未満	30未満	30未満	昼間	65	対象施設への車両の出入り、県道の車両通行音、近隣工場の作業音、カラスの鳴き声
9時	56	52	49	52.6	30未満			30未満	30未満	対象施設への車両の出入り、県道の車両通行音、近隣工場の作業音			
10時	56	51	47	52.7	30未満			30未満	30未満	対象施設への車両の出入り、県道の車両通行音、近隣工場の作業音			
11時	57	51	47	52.9	30未満			30未満	30未満	対象施設への車両の出入り、県道の車両通行音、近隣工場の作業音、カラスの鳴き声			

L<sub>A5</sub> : 90%レンジの上端値, L<sub>A50</sub> : 90%レンジの中央値, L<sub>A95</sub> : 90%レンジの下端値

L<sub>10</sub> : 80%レンジの上端値, L<sub>50</sub> : 80%レンジの中央値, L<sub>90</sub> : 80%レンジの下端値

※ 計量結果が30dB未満の場合、振動レベル計の測定限界未満であることを示す。

注：騒音レベルのうちL<sub>A5</sub>, L<sub>A50</sub>, L<sub>A95</sub>の5時測定結果についてはレベルレコーダ記録を読み取った値である。

表 4-5(4) 工場騒音、振動調査結果 地点

測定日時	工場騒音					工場振動					特記事項 (測定時の状況)				
	時間率騒音レベル				規制基準	振動レベル※			規制基準						
	L <sub>A5</sub>	L <sub>A50</sub>	L <sub>A95</sub>	L <sub>Aeq</sub>		L <sub>10</sub>	L <sub>50</sub>	L <sub>90</sub>	時間 の 区分	許容 限度					
dB(A)				時間 の 区分	許容 限度	dB			時間 の 区分	許容 限度					
11/17	12時	57	49	47	51.7	昼間	60	30未満	30未満	30未満	昼間	65	近隣道路の車両通行音, 近隣事業所の作業音, 車両のアイドリング, カラスの鳴き声		
	13時	51	46	41	47.0			30未満	30未満	30未満			施設内のトラック搬出入作業, 近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声		
	14時	54	47	43	49.3			30未満	30未満	30未満			施設内のトラック搬出入作業, 近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声		
	15時	59	47	45	51.8			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声, 人の話し声		
	16時	54	48	45	50.7			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, カラス・鳥の鳴き声		
	17時	54	50	47	51.2			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, 町内放送, カラスの鳴き声		
	18時	55	47	46	49.5			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声		
	19時	50	47	46	47.3			夕	60	30未満			30未満	30未満	近隣道路の車両通行音
	20時	55	47	46	49.5					30未満			30未満	30未満	近隣道路の車両通行音, 飛行機
	21時	48	46	45	45.9					30未満			30未満	30未満	近隣道路の車両通行音
11/18	22時	48	47	46	46.8	夜間	50	30未満	30未満	30未満	夜間	60	近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声		
	23時	47	44	41	44.3			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音		
	0時	41	40	39	40.0			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音		
	1時	41	40	39	40.2			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音		
	2時	43	40	40	41.4			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音		
	3時	43	40	39	40.7			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音		
	4時	43	40	39	40.6			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音		
	5時	46	45	45	45.4			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, 車両のアイドリング音		
	6時	52	49	46	49.5			朝	60	30未満			30未満	30未満	近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声
	7時	57	52	50	53.4					30未満			30未満	30未満	近隣道路の車両通行音, 近隣工場の作業音, カラスの鳴き声
	11/18	8時	52	47	46			49.6	昼間	60			30未満	30未満	30未満
9時		56	50	47	51.4	30未満	30未満	30未満			施設内のトラック搬出入作業, 近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声				
10時		57	51	48	53.0	30未満	30未満	30未満			施設内のトラック搬出入作業, 近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声				
11時		56	49	46	50.8	30未満	30未満	30未満			施設内のトラック搬出入作業, 近隣事業所の作業音, カラスの鳴き声				

L<sub>A5</sub> : 90%レンジの上端値, L<sub>A50</sub> : 90%レンジの中央値, L<sub>A95</sub> : 90%レンジの下端値

L<sub>10</sub> : 80%レンジの上端値, L<sub>50</sub> : 80%レンジの中央値, L<sub>90</sub> : 80%レンジの下端値

※ 計量結果が30dB未満の場合、振動レベル計の測定限界未満であることを示す。

表 4-5(5) 工場騒音、振動調査結果 地点

測定日時	工場騒音					工場振動					特記事項 (測定時の状況)		
	時間率騒音レベル				等価騒音レベル L <sub>Aeq</sub>	規制基準		振動レベル*				規制基準	
	L <sub>A5</sub>	L <sub>A50</sub>	L <sub>A95</sub>	L <sub>Aeq</sub>		時間 の 区分	許容 限度	L <sub>10</sub>	L <sub>50</sub>	L <sub>90</sub>		時間 の 区分	許容 限度
	dB(A)					dB	dB					dB	
11/17	12時	55	49	49	50.4	昼間	60	30未満	30未満	30未満	昼間	65	近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声
	13時	53	50	49	50.5			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声
	14時	55	49	49	50.4			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声
	15時	53	50	48	50.9			30未満	30未満	30未満			施設内のトラック作業, 近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声
	16時	55	50	49	51.2			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声
	17時	55	52	50	52.3			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声
	18時	51	49	48	49.4	夕	60	30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音
	19時	51	49	48	49.2			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音
	20時	50	48	48	48.8			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声
	21時	48	48	47	47.6			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音
	22時	49	48	48	48.2			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音
	23時	47	46	46	46.4			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音
11/18	0時	48	47	46	47.4	夜間	50	30未満	30未満	30未満	夜間	60	近隣道路の車両通行音
	1時	47	47	46	46.6			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音
	2時	47	46	46	46.6			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音
	3時	47	46	46	46.3			30未満	30未満	30未満			-
	4時	47	46	46	46.3			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音
	5時	50	49	48	49.2			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声
	6時	56	52	50	52.9	朝	60	30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声
	7時	56	53	51	53.7			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音, カラスの鳴き声
	8時	54	51	50	51.9	昼間	60	30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音
	9時	54	52	52	52.7			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音
	10時	57	52	50	54.8			30未満	30未満	30未満			近隣道路の車両通行音
11時	54	51	50	51.6	30未満			30未満	30未満	30未満	近隣道路の車両通行音		
												30未満	30未満

L<sub>A5</sub> : 90%レンジの上端値, L<sub>A50</sub> : 90%レンジの中央値, L<sub>A95</sub> : 90%レンジの下端値

L<sub>10</sub> : 80%レンジの上端値, L<sub>50</sub> : 80%レンジの中央値, L<sub>90</sub> : 80%レンジの下端値

※ 計量結果が30dB未満の場合、振動レベル計の測定限界未満であることを示す。